

平成25年度 精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する研修 (改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修) 開催のご案内

この度、弊社では厚生労働省からの委託を受けて、「改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修」を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

【研修の目的】

本研修は、改正精神保健福祉法施行にあたり、医療保護入院者の退院支援に関わる様々な職種が、改正法の知識及び改正法施行により生じる新たな業務についての知識を深めるとともに、今後、精神障害者支援の人材の充実を図るために、各都道府県および政令指定都市における中核となる人材育成を目的に実施します。受講者には今後、各都道府県・政令指定都市において研修の企画・実施にあたって中心的な役割を果たしていただくことが望まれます。

開催日時	平成26年2月27日(木) 10:00~17:00
会場	フォーラムエイト 700ホール (東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル)
申込み締切日	平成26年2月12日(水)17時必着

【受講対象者】

(1) 受講申込み人数

各都道府県・政令指定都市より4名程度

※政令指定都市のある道府県においては、必要に応じて参加者人数を調整してください。

(2) 受講対象者

行政関係者(都道府県等)、精神科病院で勤務する精神保健福祉士、地域援助事業事業者(一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者、居宅介護支援事業者)の相談支援専門員、介護支援専門員、その他医療保護入院者の退院支援に関わる者等のうち、**下記受講対象者例を参考に研修参加者の選定をお願いします。**

なお、保健、医療、障害者福祉等にかかる研修であることから、担当部局でご協議のうえ、「申込み担当者」が取りまとめて申し込みください。

<受講対象者例>※行政担当者は、障害福祉担当者と精神医療担当者(②も含め)双方の出席が望ましい

- ①「行政の障害福祉担当者」又は「行政の精神医療担当者」
- ②「精神保健福祉センターの担当者」又は「保健所の担当者」
- ③「精神科病院の精神保健福祉士」
- ④「一般相談支援事業者の相談支援専門員」
- ⑤「居宅介護事業所の介護支援専門員」

のうちから計4名程度を参加者として選定。

【研修次第】

時 間	内 容
10:00～10:10（10分）	【開会】
10:10～11:10（60分）	【行政説明】 ・改正精神保健福祉法の概要 ・障害者総合支援法に関すること
11:10～12:30（80分）	【講義】改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携
11:10～11:30（20分）	1. 退院後生活環境相談員について
11:30～11:50（20分）	2. 医療保護入院者退院支援委員会について
11:50～12:10（20分）	3. 地域援助事業者について
12:10～12:30（20分）	4. 医療と福祉の連携フローについて
12:30～13:30（60分）	<昼休み>
13:30～14:40（70分）	【シンポジウム】「改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携に関する課題とは」
14:40～15:00（20分）	<休憩>
15:00～15:40（40分）	【講義】都道府県の仕組みづくりと人材育成のポイント
15:40～17:00（80分）	【演習】都道府県の研修を組み立てるためのロードマップの作成
17:00	【閉会】

※当日の進行状況等により、時間等の変更が生じる可能性のあることにご留意ください。

【受講申込み】

(1) 申込み方法

- 各都道府県・政令指定都市の担当部局の「申込み担当者」が受講者全員分をとりまとめて申込書をお送りください。
- （別紙1）に必要事項を記入し、以下の申込み先にFAX、メール、郵送のいずれかにて送信してください。なお、別紙1はエクセルのファイル形式でもご用意しております。必要な場合には、下記申込み先までお問い合わせください。
- 申し込みにあたっては、下記申込み先までご一報の上、送付願います。
- メール送信に際しては、件名に「【参加申込】改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修」と記してください。
- ご不明な点は、下記担当者宛にお問い合わせください。

(2) 注意事項

- 申込み後、受講者の変更が生じた場合、必ず申込み受付先にご連絡ください。
- 受講票や研修詳細のお知らせ等については、**研修開催日1週間位前を目安に各都道府県の申込み担当者宛**に日本能率協会総合研究所からFAXにてご連絡いたします。
- 受付内容に関して、日本能率協会総合研究所から「申込み担当者」宛に連絡させて頂く場合があります。
- 申込み締切日は**平成26年2月12日（水）17時（必着）**です。

【その他】

- 本研修については、「株式会社日本能率協会総合研究所」が厚生労働省から運営委託を受け、実施するものです。
- 受講料は無料です。
- 旅費、宿泊費等は受講者負担となります。
- 昼食は各自でご対応ください。

【問い合わせ・申込み先】

<「平成25年度精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する研修」の運営受託事業者>

株式会社日本能率協会総合研究所 ヘルスケア研究部
改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修担当 東山(トヤマ)、河野(カノ)、福田宛

住 所: 〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル7F

電 話: 03-3578-7947

FAX: 03-3578-7614

メールアドレス: iryous-fukushi@jmar.co.jp

受付時間: 10:00～17:00(土、日、祝日を除く)